

## 富士河口湖町指名競争入札事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、富士河口湖町が行う指名競争入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象案件)

第2条 指名競争入札の対象となる案件は、予定価格が1千万円未満の工事、業務及び製造の請負並びに物品の購入及び賃貸借(以下「工事等」という。)のうち、地方自治法施行令第167条各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

### (実施方法)

第3条 指名競争入札は、対象事業者へ執行通知及び設計図書等を郵送することにより行うものとする。

2 予定価格の事前公表を行う工事等については、執行通知に予定価格を記載するものとし、予定価格を落札者決定後に公表する工事等については、その旨を執行通知において明示するものとする。

3 最低制限価格を設定する入札については、その旨を執行通知において明示するものとする。

### (指名業者の要件)

第4条 入札に指名する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、富士河口湖町入札参加資格者名簿に記載されている者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者。

(2) 富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領及び富士河口湖町物品購入契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者。

(3) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(4) 入札日において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でない者。

(5) 入札日前6ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でない者。

(6) 町税、県税及び国税を滞納していない者。

(7) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でない者。

(8) 建設工事にあつては、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のない者。

(9) 建設工事にあつては、直近の経営事項審査結果通知書の提示が必要とされているときは、契約締結日の1年7月前の日の直後の営業年度終了日以降の経営事項審査結果通知書を提示できる者。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(11) 次に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(指名事業者の決定)

第5条 指名事業者は、対象案件毎に富士河口湖町入札参加者資格審査及び請負業者指名選定委員会の議を経て、町長が決定するものとする。

(設計図書等に対する質問)

第6条 設計図書等に対する質問の提出があった場合は、その質問に対する回答を全ての指名事業者に回答するものとする。

2 質問の提出は、指定様式により書面により行うものとし、その旨を執行通知等に明示するものとする。

3 質問の受付期間及び場所は、執行通知等に明示するものとし、受付期間は概ね入札執行日の7日前程度とする。

4 質問に対する回答の方法等は、執行通知等に明示するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会(以下「説明会」という。)は原則として実施しないこととする。ただし、担当が必要があると認めた場合は実施することとする。

2 説明会を実施する場合は、説明会を実施する旨、実施日時及び場所を執行通知等に明示するものとする。

3 現場説明会に対する質問があった場合における回答方法等については、前条各項に規定する質問の回答方法を準用する。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金及び契約保証金は、富士河口湖町財務規則(平成15年富士河口湖町規則第36号。以下「財務規則」という。)の規定によるものとし、金額(財務規則第160条又は162条の規定により免除する場合は免除する旨)を執行通知等に明示するものとする。

(入札)

第9条 入札の執行回数は原則2回とし、執行通知等に明示するものとする。

2 入札の結果、入札参加者が1者の場合は、その入札は不調とする。

3 提出した入札書及び内訳書の書き換え、引き換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効)

第10条 次の入札は無効とし、その旨を執行通知等に明示するものとする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札。

(2) 入札に関する不正の行為があったとき。

(3) 財務規則第160条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(4) 2枚以上の入札書が入っていたとき。

(5) 金額が訂正されていたとき。

(6) 金額がゼロ円のとき。

(7) 記名押印を欠いていたとき。

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

(9) 明らかに連合によると認められるとき。

(10) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札したとき。

(11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員と一緒に入札したとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

(開札及び落札者の決定)

第11条 開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者を落札者とする。

2 入札者は、郵送による入札を除き、開札に必ず立ち会うものとし、やむを得ない事情により開札に立ち会えない場合は、その旨を書面により届け出るものとする。

3 前項の規定により入札者が開札に立ち会えない場合において、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

4 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札を決定するものとする。この場合において、当該入札者が立会人としていないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札を辞退する場合は、指定の書式により申し出るものとし、その旨を執行通知等に明示するものとする。

(支払条件)

第13条 前払金、中間前払、部分払の適用の有無は執行通知等に明示するものとする。

(関連工事の随意契約)

第14条 当該工事等に直接関連する他の工事等の請負契約を後日、対象工事等の請負契約の相手方と随意契約により締結することが想定される場合においては、その旨を執行通知等に明示するものとする。

(見積期間)

第15条 見積期間については、建設業法施行令第6条第1項に定める期間を考慮するものとする。なお、当該期間については、町の休日を含まない期間とする。

(公正な入札)

第16条 次の各号に掲げるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に関する禁止事項については、執行通知等に明示するものとする。

(1) 入札参加者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に価格を決定しなければならない。

(2) 入札参加者は、入札前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(結果の公表)

第17条 入札結果は町のホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。